

情 個 審 答 申 第 6 号
令和4年（2022年）9月2日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年（2021年）11月15日付け、西福祉発第1179号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

熊本市西区まちづくり懇話会公募委員選考等についての「応募原稿・何故応募したのかの原稿等」に係る文書等開示請求拒否決定（不開示）に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示請求拒否決定（不開示）は妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和3年（2021年）7月14日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、熊本市西区まちづくり懇話会（以下「懇話会」という。）の公募委員選考に係る「応募原稿・何故応募したのかの原稿等」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年8月3日、実施機関は、これに対する文書等開示請求拒否決定（不開示）（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年8月24日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、令和3年（2021年）8月24日付け審査請求書及び同年10月12日付け反論書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 応募原稿不開示の区政執行を取り消して開示公開し、西区まちづくり懇話会活性化の為の一助とすべきである。

応募者は西区発展の為の信念をもって応募しており、自己主張・目標等が少しでも西区のまちづくりの発展に寄与できればとの思いで公募委員応募原稿を訴えている筈である。それを一般に公開する事を拒否する応募原稿が存在するとは、同じ応募者の信条の一人として想像できない。

- (2) 同じまちづくり開発に携わった熊本駅周辺整備事務所は、18名の公募応募原稿を正々堂々と公開交付している。
- (3) 東京地裁の情報公開委員会の公募作文開示請求事件で、「公開が正当」との判決が決定している。
- (4) 過去に熊本駅周辺整備事務所への文書等開示請求に対し、応募原稿18名の開示交付が執行されているにも拘らず、今回は不開示とは、熊本市政に一貫性が欠落して

おり、市民に対する信頼の欠落であり、混乱を招き、市政運営に支障を来し、市民に対し冒涇を来している。

- (5) 文書等開示請求拒否決定通知書に「当該応募原稿等は、募集において公開することを前提としていない。」とあるが、応募者には何らの記述説明も無い。
- (6) 西区まちづくり懇話会応募者に応募原稿を個人情報を除き開示しても良いか等を書面等で丁寧な事務処理を遂行すべきである。
- (7) 熊本駅周辺整備事務所が18名もの公募委員応募原稿を公開して正当な利益を害されたり、公共の安全、行政事務事業の適正な遂行等に支障が及び、熊本市首長が告訴・損害賠償の実績があるのか。

2 実施機関の主張

実施機関が、令和3年(2021年)9月13日付け弁明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人より、熊本市西区まちづくり懇話会公募委員選考の際に応募者から提出のあった応募原稿等について開示請求がなされたが、熊本市情報公開条例第7条第2号及び第6号に該当するため本件処分を行ったもの。

ア 第7条第2号本文の理由

当該応募原稿等は、思想や信条、生活環境など個人に関する情報で構成されており、他の情報と照合することにより個人が識別されるため不開示。また、下記の通り同号のただし書きの除外事由には該当しない。

イ 第7条第2号ただし書アに該当しない理由

熊本市西区まちづくり懇話会公募委員選考に関する法令等（西区まちづくり懇話会の公募委員の選考に関する要綱）には応募原稿等が閲覧できるとの規定はないため。

ウ 第7条第2号ただし書イに該当しない理由

応募原稿等は公表することを目的としていない（ホームページ上で、公開は行わないことを周知している）。

エ 第7条第2号ただし書ウに該当しない理由

応募原稿等の内容は、応募者の社会的な関心に基づく意見、信条、理念等を記述したもので、各人の人格、思想、社会観等と密接に結びついたものであることが明らかであり、応募原稿等から作者が識別され得る部分を除外したとしても、同様というべきであるため。

オ 第7条第2号ただし書エに該当しない理由

応募原稿等は、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報ではないため。

カ 第7条第2号ただし書きオに該当しない理由

応募原稿を開示することが、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護することに繋がるものではないため。

キ 第7条第6号の理由

当該応募原稿等は、募集において公開することを前提としていない。公開することで市への信頼を損ない、今後の市政運営に支障をきたすおそれがあるため不開示（選考以外の目的には使用しない。）。

- (2) 熊本駅周辺整備事務所への文書等開示請求（熊本駅周辺地域まちづくり推進協議会委員公募の応募原稿）があった当時は、当該原稿が明らかに開示情報に該当するかどうかの判断ができなかったため、熊本市情報公開条例第15条に規定する意見聴取を行ったうえで開示しているが、今回は同条例第7条第2号及び第6号の規定に明らかに該当すると判断したため、本件処分を行なったものである。そのため熊本駅周辺整備事務所の処分と本件処分は行った時期が違うものの、それぞれの時期において適正に市政を執行していると判断される。
- (3) 応募原稿はホームページ上で公開は行わないことを周知しているため、審査請求人の主張は妥当ではないと判断される。
- (4) 東京地裁の判決については、その後の判例である、東京高裁平成15年5月28日判決・平成14年（行コ）第265号文書非開示決定取消請求控訴事件にて、公募委員応募者の提出した小論文を全部非公開とした決定が適法とされており、審査請求人の主張は妥当ではないと判断される。
- (5) これらのことから、本件の文書等開示請求に対しては、文書等開示請求拒否決定を行うことが適当であったため、本件処分を行なったものである。
- (6) 以上のとおり、本件処分は適正に行われたものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

開示請求書及び審査請求書からすると、審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、公募委員選考に係る「応募原稿・何故応募したのかの原稿等」であるが、これは、懇話会の公募委員に応募した者が実施機関に提出した「西区まちづくり懇話会公募委員応募用紙」（以下「本件応募用紙」という。）及び作文「西区の魅力を生かしたまちづくり」（以下「本件作文」という。）の文書（以下合わせて「本件文書」という。）のことを指すと解される。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断し

たものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件文書の内容は、応募者の社会的な関心に基づく意見、信条、理念等を記述したもので、各人の人格、思想、社会観等と密接に結びついたものであることが明らかであり、公開を前提としていない本件文書が開示されるとなると、個人識別性のある部分を除いたとしても個人の利益が害されるおそれがあること、また、今後の市政運営に支障をきたすおそれもあることから、本件文書は条例第7条第2号及び第6号に明らかに該当すると判断し、条例第15条に基づく応募者本人への意見聴取手続きを経ることなく、本件文書を不開示としている。

これに対し審査請求人は、個人の人格やその他個人の正当な利益を害するおそれ、今後の市政運営に支障をきたすおそれもないため、実施機関の主張には理由がなく、また、過去に公募委員の応募原稿を開示されても公募委員の選考事務に支障が生じなかったことや、裁判例の内容を根拠として条例第7条第2号及び第6号該当性を否定している。

よって、以下、実施機関及び審査請求人の主張を踏まえ、本件文書の条例第7条第2号及び第6号該当性、条例第15条並びに審査請求人が掲げた判決につき検討する。

(1) 条例第7条第2号該当性について

本件応募用紙には、応募理由の記載欄のほか、応募者の住所、氏名、年齢、性別及び電話番号が記載されている。また、本件作文は、応募者が本件応募用紙に添付して提出したものである。よって、本件文書はいずれも特定の個人が識別され得る個人に関する情報であり、条例第7条第2号本文に該当するため、同号ただし書に規定する例外に該当しない限り、開示されるものではない。

そこで、本件文書が条例第7条第2号ただし書に規定する例外に該当するかどうか、具体的には、本件文書が同号ウ（「氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる情報」）に該当するかどうかを検討する。

まず、本件文書のうち本件応募用紙の「応募理由」記載欄及び本件作文には、応募者の社会的な関心に基づく意見、信条、理念等が記載されており、これらの情報は、応募者個人の人格、思想、社会観と密接に結びついたものであるといえる。

また、実施機関は、本件懇話会の公募委員の募集に当たり、①募集ホームページにおいて、「応募書類は返却致しません。選考書類として取り扱い、公開や他の目的での使用は致しませんので、ご自身の考えを自由にお書きください」と記載して周知し

ていたこと、②募集ホームページに掲載していた「西区まちづくり懇話会の公募委員募集要項」の「Ⅰ 公募内容」中の「8 応募方法」において、「※提出された作文については、返却や公開はしない。」と注記していたこと、③本件応募用紙の様式の欄外に「記載された個人情報管理を徹底し、委員選定以外には利用いたしません。」と注記していたことがそれぞれ認められる。このことから、応募者は、本件文書を、委員選定以外の目的には利用されず、公開されることもないという認識のもとで作成し、提出したものと推測される。このような状況下で本件文書を開示した場合には、応募者個人の思想・信条等に関する情報を社会に対して開示するか否か、開示するとしても社会のどの範囲に開示すべきかを応募者自らが決するという個人の人格や個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

以上のことから、本件文書は、条例第7条第2号ウに該当しない。

なお、審査請求人は、実施機関が過去に委員応募原稿の文書等開示請求に応じたことと整合がとれていないことを問題視しているが、実施機関は、従来から各種委員を公募しており、その際に応募者に対し選考資料として作文及び応募理由の提出を求めたことも相当数に上っているにもかかわらず、応募原稿を開示した例は平成16年のその一例を除き存在しない。また、本件では、実施機関は、応募者に対し、本件文書を委員選定以外の目的には利用せず公開もしないと事前に明確に説明しているのであるから、事情の異なる過去の開示例との整合性は問題とならない。

(2) 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、本件文書は、募集において公開することを前提としておらず、これを開示することで市への信頼を損ない、今後の市政運営に支障をきたすおそれがあるから、条例第7条第6号に基づき不開示となると主張し、審査請求人はこれに対して、実施機関が過去に委員応募原稿の文書等開示請求に応じた際、行政事務事業の適正な遂行等に支障が及んだ実績があるのかと疑問を呈している。

そこで、本件文書を開示することが条例第7条第6号に該当するかどうかについて検討するが、これについて前提となる本件文書の性質及び本件文書の取扱いに関する応募者の認識の状況は、(1)で述べたとおりである。

このような状況下で、応募者は本件文書が開示されることになるとは予想だにしないのが通常であり、むしろ開示されないことを前提と捉え、本件文書の内容も何ら制約されることなく、自由な発想のもとで記述されたものと考えられる。このため、本件文書が開示されると、開示されないことを前提と捉え本件文書を提出した応募者と市との間の信頼関係を損ねることは明らかである。

また、本件文書が開示されるとなると、本件文書に応募者個人の率直な意見や信条、理念を記載することを避け、文面が無難で一般的、画一的な表現となる可能性は否定できず、的確な人物評価が出来るとは言い難い。さらに、筆跡や記載内容により自身が特定され、文面に含まれる思想信条等が公にされることを危惧し応募を躊躇する

者が出ることも、論文等を公にすることを常とする学識経験者等と比べて一般市民からの公募であることを考慮すると、十分に考えられることである。

したがって、本件文書を開示すると、本件審査請求に係る選考及び懇話会の運営のみならず、今後の同種の事務事業の目的が損なわれ、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、本件文書は、条例第7条第6号に該当する。

(3) 条例第15条について

本件において、実施機関は、本件文書が条例第7条第2号及び第6号に明らかに該当すると判断したため、条例第15条に規定する第三者への意見聴取を行っていない。これに対し、審査請求人は、応募者に本件文書を開示しても良いか等を書面等で聴くべきであったと主張する。

そこで、実施機関が本件文書の開示について条例第15条に規定する第三者への意見聴取を行わずに本件処分をしたことに問題がなかったか検討する。

条例第15条は、開示請求に係る文書等に第三者に関する情報が記録されている場合において実施機関が当該開示の決定等の判断を適切に行うためには、これを開示することで当該第三者の正当な権利利益を害することがないか調査しなければならないことがあることに鑑み、開示等の決定をするに際し、実施機関は当該第三者の意見を聴くことができるとするものである。これは、実施機関に当該第三者からの意見聴取を義務付けるものではないから、当該第三者の情報が不開示情報に明らかに該当するとき、又は明らかに該当しないときは、当該意見聴取を行う必要はない。

本件において、実施機関は、本件文書が条例第7条第2号及び第6号に明らかに該当すると判断したため第三者からの意見聴取をしなかったものであり、また、(1)及び(2)で述べたとおり、その該当性の判断も妥当なものといえる。

以上のことから、実施機関が条例第15条に規定する第三者への意見聴取を行わずに本件処分をしたことは、問題ない。

(4) 審査請求人が掲げた判決及び答申について

審査請求人は、本件文書を開示すべきと主張する根拠の1つとして、東京地裁平成14年9月27日判決・平成14年（行ウ）第119号（以下「地裁判決」という。）及び千葉市情報公開審査会答申第15号（以下「千葉市答申」という。）において、公募委員の応募の際に応募者から提出された小論文につき、個人が識別される部分や応募者の同意を得られない部分を除いたうえで開示すべきであるとの判断がなされていることを掲げている。

しかし、当該地裁判決は、その後、控訴審判決（東京高裁平成15年5月28日判決・平成14年（行コ）第265号）において取り消され、請求を棄却する判決が確定している。また、地裁判決、千葉市答申ともに、実施機関が応募者に対し委員選定以外の目的には利用せず公開もしないと事前に明確に説明している本件とは事情が

異なるものであるから、これらの事案と本件審査請求の事案とを同列に扱うことはできない。

よって、審査請求人が掲げた判決及び答申については、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和３年（２０２１年） １１月１８日	熊本市長から諮問（令和３年（２０２１年）１１月１５日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和４年（２０２２年） ３月４日	諮問の審議を行った。
令和４年（２０２２年） ４月８日	諮問の審議を行った。
令和４年（２０２２年） ５月１３日	答申案の審議を行った。
令和４年（２０２２年） ７月１日	答申案の審議を行った。
令和４年（２０２２年） ８月５日	答申案の審議を行った。
令和４年（２０２２年） ９月２日	答申案の審議を行った。